

「社会復帰促進等事業に係る平成22年度成果目標の実績評価及び平成23年度成果目標(案)」に関する総括表

上段:アウトカム指標 下段:アウトプット指標

1. 平成23年度重点的目標管理事業、平成23年度新規事業(前回予算執行率のみ集計中の事業)

◎:23年度重点的目標管理事業 ☆:22年度新規事業 □:23年度新規事業
■:22年度まで目標管理の対象となっていなかった事業

○:目標達成 ×:目標未達成

事業 番号	事業名	事業概要	22年度成果目標		成果目標 達成度合	23年度成果目標
			評価	○ (予算執行 率)	(評価のコメントを記載)	(アウトカム指標を記載)
◎ ☆ □	<記載例> ○○事業	(事業の概要を記載)			○	(アウトカム指標を記載)
					×	(アウトプット指標を記載)
◎	46	メンタルヘルス対策等 事業	(1)メンタルヘルス対策支援センター事業 地域における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関として、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者の円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行う。 (2)メンタルヘルス・ポータルサイト事業 厚生労働省HPにメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供する。	①メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。	○	①メンタルヘルス対策支援センターに相談した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。
			①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場からの相談延べ数を12,000回以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数240,000件以上とする。	○	①メンタルヘルス対策支援センターについて、事業場に対する訪問支援件数をのべ21,600事業場以上とする。 ②メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数400,000件以上とする。	
			評価	A (82.3%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続	

2. 社会復帰促進促進事業及び被災労働者等援護事業(前回予算執行率のみ集計中の事業)

	22	労災診療費審査体制等充実強化対策費	労災指定医療機関及び労災指定薬局等からの、労災診療費や薬剤費の請求に対する適正な支払を確保するため、労災レセプトに記載された内容について、国(保険者)による審査に先立ち、その指示の下に全数点検する業務等を民間に委託するもの。	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。	○	受託者の事前点検における疑義指摘のうち、労働局において妥当とされる件数の割合を95%以上とする。
				各月における事前点検のスケジュール(労働局への成果物の提出期限)を確実に遵守する。	○	各月における事前点検のスケジュール(労働局への成果物の提出期限)を確実に遵守する。
				評価	A (99%)	成果目標を達成したところであり、引き続き、施策を継続

3. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構)(前回独立行政法人評価委員会による評価が未実施の事業)

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標	成果目標達成度合	23年度成果目標
9—1	労災病院の運営	(1)労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3)事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療	①労災指定医療機関等から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ②全ての労災病院において患者から満足のいく治療が受けられている旨の評価を80%以上得る。 ③地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率54%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。	×	①利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を前年度実績(78.7%)以上得る。 ②良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。 ③地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を56%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。
			①医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を21万件以上得る。 ②労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。	○	①医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースと掲載したホームページにおいて、アクセス件数を26万件以上得る。 ②労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。
			評価 C (100%)		アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要
9—2	医療リハビリテーションセンターの運営	(1)被災労働者であってリハビリテーションの対象である者に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (3)リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション	①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターを始め広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ②患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	○	①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・照会の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ②患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。
			年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。	○	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。
			評価 A (100%)		成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続

9—3	総合せき損センターの運営	(1)事業主に使用される労働者であって業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者等(外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。)に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2)せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究 (3)労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (4)健康保険その他の社会保険及び社会保障関係のせき髄損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	○	①外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ②患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。
			多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。	○	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。
			評価	A (100%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
9—4	労災リハビリテーション作業所の運営	(1)労働災害(業務災害又は通勤災害)により外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所(6箇所)を設置。 (2)入所者の退所先を確保しつつ、順次廃止予定。	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	○	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。
			—	—	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。
			評価	(A) (100%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
9—5	納骨堂の運営	(1)産業殉職者の遺骨及び遺骨の収蔵 (2)合祀者名簿の作成 (3)産業殉職者合祀慰霊式の開催	産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。	○	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。
			—	—	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。
			評価	(A) (100%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続

9—6	産業保健推進センターの利用促進事業	(1)47都道府県に産業保健推進センター及び連絡事務所を設置し、労働局、医師会、労使関係者等と連携しつつ、企業の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健スタッフに対する支援を実施。 (2)主な事業として、①産業保健関係者に対する専門的かつ実践的な研修の実施、②産業保健に関する専門スタッフによる窓口相談・実地相談、③職場の健康問題等に関する事業主セミナー等の啓発活動、④産業保健に関する助成金の支給等を実施。	産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。	○	研修、相談については、ホームページ、メールマガジン等により案内、申込み受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。
			①産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修のテーマや内容に関する専門化による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の補充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3,500回以上の研修を実施する。 ②産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した人的資源の拡充に努め、相談体制の効率化を図るとともに、専門家による迅速な回答を推進する事等により、相談件数を2万件以上確保する。 ③産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。 ④地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。	○	①平成23年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め、3,400回とする。 ②平成23年度の相談対応計画件数については、待機方式の面談相談窓口は廃止するものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件とする。 ③平成23年度のホームページアクセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより引き続き160万件以上とする。
			評価	A (100%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
9—7	勤労者予防医療センターの運営	(1)就業環境等の変化に伴い増加が懸念されている過重労働による健康障害や勤労者のメンタルヘルス不調の予防対策を推進するため、勤労者予防医療センター(9箇所)を設置。 (2)作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する労働者に対する健康相談及び指導、作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集並びに予防医療に関する効果的な指導方法等の調査研究等を実施。	勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。	○	勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。
			①勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,000人以上 ②メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:22,000人以上 ③講習会を延べ人数:17,000人以上 ④勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,000人以上	○	①勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,000人以上 ②メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:22,000人以上 ③講習会を延べ人数:17,000人以上 ④勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,000人以上
			評価	A (100%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
■	10	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設に対して必要な整備等を行うもの。	—	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表する。
			—	—	平成23年度施設整備に関する計画に基づき適切に施設整備を実施する。
			評価	—	昨年度までは目標管理の対象外

4. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構以外)

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標	成果目標達成度合	23年度成果目標
77	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	労働者の安全及び健康の確保に資するため、以下の調査及び研究を行う。 1 プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 2 じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究	①講演・口頭発表等340回、論文発表等170報程度を目標とする。 ②労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改定等のための検討会議に参加する役職員数を20人以上とする。	○	講演、口頭発表等について、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。
			基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の7割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。	○	中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を実施する。
			評価	A (100%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
78	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	近年、頻発傾向にある杭打ち機やクレーンの転倒災害は、労働者の死亡につながるとともに、隣接する住宅などを巻き込む可能性が高い重大な事故である。このため、こうした重機の転倒災害を防止するための地盤の研究が急務であり、その実験施設の整備に要する経費である。また、研究施設の中には耐震診断の結果、地震時に倒壊の危険がある建物があることから、最低限の耐震補強を行う。	—	—	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページで公表する。
			—	—	平成23年度施設整備に関する計画に基づき適切に施設整備を実施する。
			評価	—	昨年度までは目標管理の対象外
82	中小企業退職金共済事業	中小企業退職金共済制度において、中小零細企業における退職金制度確立に向けて新規加入を促進するため、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助を行うとともに、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助を行う。	①在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成21年度末3,020,559人)	○	①在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成22年度末3,136,282人)
			①新規加入被共済者数(平成22年度:403,600人)	○	①新規加入被共済者数(平成23年度:405,600人)
			評価	A (88.8%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続

85	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。 ・労働政策についての総合的な調査及び研究 ・労働政策についての情報及び資料収集・整理 ・調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修	①外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ②プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	○	研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。
			①とりまとめた研究成果数(プロジェクト研究(6テーマ)、課題研究(5テーマ)) ②ニュースレター発行回数(12回)、メールマガジン発行回数(90回以上)	○	研修実施コース数(69コース以上)
			評価	A (100%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
86	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	機構の施設の整備又は改修のための経費。	—	—	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。
			—	—	平成23年度施設整備に関する計画に基づき適切に施設整備を実施する。
			評価	—	昨年度までは目標管理対象外

5. 前回実績集計中であった事業

○:目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	22年度成果目標	成果目標達成度合	23年度成果目標
6	障害者職業能力開発校施設整備費	施設・機器の老朽化に伴う訓練生の安全確保や、訓練科目の充実を図るため、障害者職業能力開発校の施設・機器の整備を行う。	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。	○	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。
			障害者職業能力開発校における充足率を80%以上とする。	○	障害者職業能力開発校における充足率を80%以上とする。
			評価	A (97.2%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続

36	地域産業保健事業	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については61,144人(21年度実績)以上、事業者等については23,985人(20年度実績以上とする)。	×	健康相談の年間利用人数を、85,129人(22年度目標の労働者と事業者の合計)以上とする。	
			② 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上とする。			
			夜間・休日の相談窓口の実施回数を4,813回(21年度実績)以上とする。	×	事業場訪問実施回数を10,127回(22年度実績)以上とする。	
			評価	C (100%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要	
37	快適職場形成促進事業 【22年度限りの経費】	職場の心理的・制度的側面の改善方法、及び職場における受動喫煙防止対策に関する調査研究を行った。また、事業場から申請される快適職場推進計画の技術的審査を行い、審査結果を都道府県労働局に報告した。さらに、快適な職場環境の形成に係る技術的事項等についての事業場からの相談に対応するとともに、快適職場フォーラム、職場のソフト面の快適化のための講習会、都道府県快適職場推進大会の開催等を通じて、事業場における快適職場形成促進について普及啓発を行った。	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。	○	—	
			② 快適職場フォーラムが今後の取組の参考になった旨の回答の割合を80%以上とする。			
			都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。	×	—	
			評価	B (88.4%)	予算額(又は手法等)を見直し	
◎	58	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。	○	外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を前年より増やす(前年相談件数2,449件)。	
			特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。			
				○	①外国人労働者のためにホームページに労働基準関係法令の4カ国語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語)での解説を掲載する。 ②外国人相談コーナー広報用リーフレットを9,800部作成する。	
			評価	A (—)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続	

64	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。 ・安全衛生対策検討委員会の設置 ・実習生受入れ企業に対する助言・指導等の実施 ・適正な労災保険給付の確保	技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下	×	技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下
			①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上	○	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件以上
			評価	C (92.5%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要
67	労働災害防止対策費補助金経費	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)が実施する事業主等の労働災害防止活動等の事業について補助を行うもの。	①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成21年と比して4%以上減少させる。	×	①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成22年と比して4%以上減少させる。
			①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。	×	①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。
			評価	C (96.3%)	アウトカム指標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要
68	産業医学振興経費	産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るため、産業医科大学の運営に対する助成、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施等の事業について補助を行う。	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。	○	①実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業生に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。
			③医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ④産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑤企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。	○	③医師国家試験の合格率については、常に全国医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ④産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑤企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。
			評価	A (97.5%)	成果目標を達成しているところであり、引き続き、施策を継続
83	中小企業勤労者総合福祉推進経費【22年度限りの経費】	中小企業事業主及び勤労者が相協力して市区町村単位の「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の運営費、健康事業等の補助を行う市区町村の経費を一部補助するとともに、サービスセンターの事業共同化を支援する。	サービスセンターの総会員数を160万人(21年度実績)以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む)	×	—
			サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を47,503人(21年度実績)以上とする。	×	—
			評価	C (84.4%)	事業の廃止又は見直しが必要

○ 22年度実績評価がC評価の事業

事業番号	事業名	未達成であった目標	22年度目標の未達成理由の分析	未達成理由を踏まえた改善すべき事項	23年度成果目標
9-1	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災病院の運営)</p> <p><事業概要> ・全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 ・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。</p> <p>(担当:労働基準局労災管理課)</p>	<p>22年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 ①労災指定医療機関等から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。</p>	<p>①地域医療連携室において、紹介患者の受付時間の延長(時間外・休日受付)やFAX、メール、連携システム等による受付媒体の多様化を図るなどして連携を一層推進した。また、平成21年9月1日から平成22年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査(医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査)を実施し、この調査結果に基づいて労災指定医療機関の医師及び産業医等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映した。こうした取組の結果、前年実績を上回る実績を得ることができたが、目標の達成には至らなかった。</p>	<p>①労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、その中で意見・要望の多かった項目については、引き続き、各労災病院で対応策を検討し、特に満足度の低かった項目については、至急改善策を講じるなどして、労災医療指定医療機関等のニーズに的確に応えられるよう努めることとする。</p>	<p>【アウトカム指標】 ①利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を前年度実績(78.7%)以上得る。 ②良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足度のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。 ③地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を56%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p>
		<p>22年度実績</p> <p>【アウトカム指標】 ①労災指定医療機関等からの評価:78.7%(前年度実績:77.9%) ※「満足」との評価(1,998人)／回答者(2,538人)</p>			<p>【アウトカム指標】 ①健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については61,144人(21年度実績)以上、事業者等については23,985人(20年度実績)以上とする。 ②「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上とする。</p> <p>【アウトカム指標②】 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」については、昨今のメンタルヘルスへの関心の高さから受講者の要求水準が高まり、基本的事項を中心とした内容のセミナーでは、受講者が十分に満足できなかったため目標を達成できなかったと考える。</p>
36	<p>地域産業保健事業</p> <p><事業概要> 過労死や過労自殺などを防止する対策として、小規模事業場では、独自に医師を確保し、労働者に対する健康相談・指導等を行うことが困難であることから、地域の医療機関等を活用し、定期健診後の対応等(医師による健診結果に基づく意見陳述、職場におけるストレスに対する指導・相談、過労死予備群への保健指導)や長時間労働者に対する面接指導の実施により、小規模事業場への支援を行う。</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)</p>	<p>22年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 ①健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については61,144人(21年度実績)以上、事業者等については23,985人(20年度実績)以上とする。 ②「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上とする。</p> <p>【アウトカム指標②】 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」については、昨今のメンタルヘルスへの関心の高さから受講者の要求水準が高まり、基本的事項を中心とした内容のセミナーでは、受講者が十分に満足できなかったため目標を達成できなかったと考える。</p>	<p>【アウトカム指標①及びアウトプット指標】 本事業は平成22年度から監督署単位から都道府県単位の契約に変更したことを受け、相談窓口の実施回数、夜間・休日の利用者数が減少したと考える。</p> <p>【アウトカム指標②】 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」については、昨今のメンタルヘルスへの関心の高さから受講者の要求水準が高まり、基本的事項を中心とした内容のセミナーでは、受講者が十分に満足できなかったため目標を達成できなかったと考える。</p>	<p>本事業において、平成22年度から契約単位を変更したことによって、現場で混乱が生じ、産業保健の質の低下が懸念されたので、学識経験者、労使、その他の関係者に参加いただき、地域の産業保健への効果的な支援の在り方について検討を行った。 今後、より利用者のニーズに合致した業務内容となるよう、この検討結果を踏まえ、地域特性に応じた事業の実施や関係機関との連携の強化を図る必要がある。</p>	<p>【アウトカム指標】 健康相談の年間利用人数を、85,129人(22年度目標の労働者と事業者の合計)以上とする。</p>
		<p>22年度実績</p> <p>【アウトカム指標】 ①労働者:47,716人 事業者:20,937人 ②77.4%</p> <p>【アウトカム指標】 3,972回</p>			<p>【アウトカム指標】 健康相談の年間利用人数を、85,129人(22年度目標の労働者と事業者の合計)以上とする。</p> <p>【アウトプット指標】 事業場訪問実施回数を10,127回(22年度実績)以上とする。</p>

事業番号	事業名	未達成であった目標	22年度目標の未達成理由の分析	未達成理由を踏まえた改善すべき事項	23年度成果目標
64	<p>技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費</p> <p><事業概要> 技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関するマニュアル作成・相談・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を行う。</p> <p>(担当:職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室)</p>	<p>22年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下</p>	<p>平成22年7月の制度改正によって、入国1年目から労働関係法令が適用されることとなったため、入国1年目の未熟練の技能実習生による労災が多くなったものと考えられる。</p>	<p>技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル配布対象を実習実施機関に加え、技能実習生にも拡大するとともに、巡回相談及び安全衛生に関する講習の回数を増加させることによって実習実施機関に対する指導範囲を強化する一方で、マニュアルの作成単価、適正な労災保険給付の確保に係る業務を見直し、予算を削減する。</p>	<p>【アウトカム指標】 技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の日本人を含む全産業における死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下</p>
		<p>22年度実績</p> <p>平成22年度技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)=2.2 (日本人を含む全産業における死傷者年千人率=2.0※) ※平成22年中の休業4日以上死傷者数(107,759人)÷平成21年度末適用労働者数(52,788,681人)により仮算出。正確な数値は平成24年1月に確定。</p>			<p>【アウトプット指標】 ①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件以上</p>
67	<p>労働災害防止対策費補助金経費</p> <p><事業概要> 労働環境の急激な変化により多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。法律に基づき設立された各種労働災害防止協会が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部計画課)</p>	<p>22年度目標</p> <p>【アウトカム指標】 ①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成21年と比して4%以上減少させる。</p> <p>【アウトプット指標】 ①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。</p>	<p>【アウトカム指標】 ①については、労働災害防止団体の人員不足等から目標に達しなかった。 ②建設業、陸上貨物運送事業、林業について、夏季の猛暑の影響による災害や、他業種からの新規参入の増加による業務経験の浅い労働者の増加等により、災害が多数発生し、目標を達成できなかった。</p>	<p>事業の効率的・効果的実施の観点から、平成23年度より、災害発生頻度が高い中小零細企業を対象とした個別指導の実施等労働災害防止効果の高い事業に対する定率補助としており、今後も事業効果の高い補助方式について、引き続き検討する。</p>	<p>【アウトカム指標】 ①労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ②業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡災害について、平成22年と比して4%以上減少させる。</p>
		<p>22年度実績</p> <p>【アウトカム指標】 ①実施回数:1,689回 ②死亡者数対21年比(22年死亡者数) ・建設業 Δ1.6%(365人) ・陸上貨物運送事業 26.2%(154人) ・林業 37.2%(59人) ・港湾荷役業 Δ50.0%(5人) ・鉱業 Δ44.4%(5人)</p> <p>【アウトプット指標】 ①参加人数:39,157人</p>			<p>【アウトプット指標】 ①労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を40,900人以上とする。</p>

事業番号	事業名	未達成であった目標	22年度目標の未達成理由の分析	未達成理由を踏まえた改善すべき事項	23年度成果目標
83	中小企業勤労者総合福祉推進経費(22年度限りの事業) <事業概要> 中小企業事業主及び勤労者が相協力して市区町村単位に設立する「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の運営費、健康事業等の補助を行う市区町村の経費を一部補助するとともに、サービスセンターの事業共同化を支援する。 (担当:労働基準局勤労者生活課)	22年度目標 【アウトカム指標】 サービスセンターの総会員数を160万人(21年度実績)以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) 【アウトプット指標】 サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を47,503人(21年度実績)以上とする	【アウトカム指標】 不況の影響により、退会者数が新規入会者数を超過したサービスセンターが多かったため。 【アウトプット指標】 事業報告の対象となる、補助事業対象サービスセンターが21年度から19カ所減少しているため。	平成22年度をもって事業廃止。	—
		22年度実績 【アウトカム指標】 146万8245人 【アウトプット指標】 34,711人			—

○ 22年度実績評価がB評価の事業

事業番号	事業名	未達成の指標	22年度目標の未達成理由の分析	理由を踏まえた改善すべき事項等	23年度成果目標
37	快適職場形成促進事業(22年度限りの経費) <事業概要> 労働者の仕事による疲労やストレスの低減、労働災害や健康障害の防止等のため、作業環境の管理、作業方法の改善、疲労回復を図るための施設・設備の整備等への指導・援助等を行う。 (担当:労働基準局安全衛生部労働衛生課)	22年度目標 【アウトプット指標】 ②都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。	②都道府県快適職場推進協議会は、関係機関の啓発を兼ね、今後の快適職場の形成促進の方策を目指すために開催するものであるが、平成22年12月に平成22年度限りで事業の廃止が決定し、年度末に協議会を開催する予定としていた都道府県を中心に開催が見送られたため。	平成22年度をもって事業廃止。	—
		22年度実績 【アウトプット指標】 ②平成22年度の都道府県快適職場推進協議会の開催率は85.1%であった。(40/47都道府県)			—